

令和5年

第33回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年11月27日(月)

伊勢原市農業委員会

第33回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年11月27日（月） 午前10時00分から午前10時40分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

9名（その他、農地利用最適化推進委員10名出席）

5 欠席委員

越水 一雄

6 署名委員

市川 正美、 杉本 和彦

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審 議 内 容 (開会 午前10時00分)

[事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第33回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員9名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

[議 長] それでは、只今から、第33回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、9番・市川正美委員と1番・杉本和彦委員の両名をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告6件、議案4件の計10件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の1ページから2ページをご覧ください。内訳は、成瀬地区で3件の届出を受理しています。なお、いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにすときは、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり成瀬市地区の1件、比々多地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第2号の1については、平成元年に事務所・倉庫に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

次に、報告第2号の2については、昭和60年に住宅敷地に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で1件、成瀬地区で4件、大田地区で1件の申請がありました。報告第3号の1、申請人は申橋にお住まいの方で、被相続人のお孫さんです。申請日は、令和5年10月31日、対象農地の明細は6頁から7頁です。申橋字古屋敷に6筆、同字佃に3筆、同字境ノ町に6筆、同字砂田に1筆、同字廣田に2筆、同字向河内に1筆、笠窪字町田に1筆、合計20筆、面積は12,711.5平方メートルです。なお、古屋敷544番1については、面積の2分の1を対象面積としています。11月2日に事務局で現地調査を行い、水稻、梨の作付けを確認しています。11月6日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の2、申請人は高森二丁目にお住まいの方で、被相続人のお孫さんです。申請日は、令和5年10月11日、対象農地の明細は8頁です。高森二丁目に1筆、面積は282平方メートルです。なお、申請地は持分2分の1の共有地なので、適用面積は総面積の2分の1になります。10月11日に事務局で現地調査を行い、里芋、薩摩芋、茄子等の作付けを確認しています。10月19日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の3、申請人は第3号の2の共有者の方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は9頁になります。申請地については前3号の3と同様となりますので説明は省略させていただきます。

次に、報告第3号の4、申請人は高森三丁目にお住まいの方で、被相続人のお孫さんです。申請日は、令和5年10月16日、対象農地の明

細は10頁です。高森三丁目に1筆、面積は1,148平方メートルです。10月17日に事務局で現地調査を行い、里芋、さつま芋、茄子等の作付けを確認しています。10月19日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の5、申請人は栗窪にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年11月7日、対象農地の明細は11頁から12頁です。栗窪字林窪に2筆、同字林台に2筆、同字下丑窪に3筆、同字仲丑窪に4筆、同字仲田に5筆、同字谷戸に3筆、同字谷戸脇に1筆、合計20筆、面積は8,932.75平方メートルです。11月8日に事務局で現地調査を行い、水稻、里芋、大根等の作付けを確認しています。11月9日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の6、申請人は下谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年11月9日、対象農地の明細は13頁から14頁です。下谷字下中才に3筆、同字櫻町に1筆、同字高木に8筆、同字堤に3筆、同字廣町に1筆、合計16筆、面積は10,309平方メートルです。11月13日に事務局で現地調査を行い、水稻、飼料用作物の作付けを確認しています。11月15日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続きが農業経営を行っている旨の証明願いが6件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届け出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 公共事業と一体に行う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用申請は不要です。今回1件の届出がありました。

報告第4号の1、図面番号は1番、併せて公図・参考資料をご覧ください。伊勢原市道路整備課長からの届出です。

三ノ宮字上中島の2筆の一部、合計面積2,966平方メートルのうち2,004.87平方メートルを令和5年度市道82号線改良工事のために、クレーンの作業ヤードと仮設事務所兼仮設資材置場として一時転用します。道路を横断する水路にボックスカルバートを設置するにあたり、電線の関係で、クレーン車で吊り下げる場所がこの場所以外になく、他の場所では施工ができません。

工事期間は、令和5年9月4日から令和6年3月22日を予定しています。なお、地区担当委員には先月の総会時に情報提供しています。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。ただし書き該当の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり高部屋地区で2件、大田地区の1件について、専決により通知を受理しましたので報告します。

通知内容について、補足いたします。

報告第5号の1については、賃借人の病気の悪化により、耕作の継続が困難になったため解約に至ったものです。

次に、報告第5号の2について、転貸人と解約後、当該法人の管理が相当な期間が経過し、貸付けを行うことができる見込みがないと認められたため、解約に至ったものです。

次に、報告第5号の3については、農地法第3条の売買のため解約に至ったものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第6号、生産緑地地区の取得のあっせんについて、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 報告第6号の1、箇所図と公図を併せてご覧下さい。

対象の生産緑地は、高森1丁目の3筆、面積は882平方メートルです。買取り申し出者は市内高森三丁目の方で、今年8月28日開催の総会で承認し、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発

行しております。この方から、市に生産緑地の買取りの申出請求があり、生産緑地法第13条により、市長から農林業従事希望者へ土地取得のあっせんの依頼がありました。詳しい売買条件につきましては、担当の都市政策課まで問合せください。地元の農林業従事者の中で取得希望者がいらっしゃる場合は、令和5年12月5日までに、農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。なお、連絡がない場合には、土地取得希望者が無いものとして、市長に報告をさせていただきます。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。生産緑地地区の取得のあっせんの届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で2件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、図面番号は3番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は日向字上北原の5筆、合計面積は2,292平方メートルです。譲渡人は日向にお住いの方で、譲受人は千葉県君津市にお住まいの方です。今回、経営地移転のため有償にて所有権を移転します。

11月20日に事務局と地区農業委員会で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、レモン、ブルーベリー等が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の2、図面番号は4番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は日向字上北原の3筆、面積は1,576平方メートルです。譲渡人は日向にお住いの方で、譲受人は桜台にお住まいの方です。今回経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

11月20日に事務局と地区農業委員会で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、柿などが作付けされており適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。

申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2

項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の3、図面番号は5番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は石田字山王塚の1筆、面積は320平方メートルです。譲渡人は海老名市にお住いの方で、譲受人は厚木市内の農地所有適格法人です。

厚木市内に8筆、約40アールの農地を経営しています。今回、経営規模拡大のため無償にて所有権を移転します。

11月22日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、玉ねぎなどが作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。

申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の4、図面番号は6番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は小稲葉字四之樋の1筆、面積は158平方メートルです。譲渡人は小稲葉にお住いの方で、譲受人は同じく小稲葉にお住まいの方です。今回、経営規模拡大のため無償にて所有権を移転します。

11月17日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、タマネギ等の作付けに向けた耕運管理がされていました。農機具の保有も確認しています。

申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおり、11月20日に千葉県君津市に行って、譲受人から日向に引っ越してくるという話を聞きました。78歳と高齢ですが、非常に農業に対する意欲がありまして、先ほども話があったブルーベリー、みかん、レモン、その他に養蜂を行っており、多角的な経営を目指している人です。

その後、取得する農地は24日に地区委員と推進委員4名で行ってきまして、問題はないということを確認しております。以上です。

[議長] 続きまして、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] この件も20日の日に、君津市の調査が終わった後、現地を見させてもらいましたが、購入者は柿を剪定しておりまして、非常に精力的に農作業を行っておりまして。24日にも地区担当委員、同じく大山地区委員、推進委員を含めて4名で現地を見てきまして、推進員の方がよく知っている方で、何ら問題のない購入者だと認めたいと思います。以上です。

[議長] 議案第1号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 11月22日に事務局1名と、成瀬地区4名で譲受人立会いの下、お話を聞きました。今後ハウスを建ててアメリカ産の作物を栽培するだとか、一応本人の計画的なものがあるみたいで、特に問題はないと思います。以上です。

[議長] 議案第1号の4につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 11月11日に事務局と、あと11月22日に地区委員4名で現地の方を確認しています。先ほど事務局の方から説明あったとおりですが、農機具は所有しておられて、今、電気設備の仕事をされていますが、今後、息子にその仕事の方はある程度任せて、これから農業に力を入れていきたいというお話でした。

今回の土地に関してですが50坪弱、両側に家も建っていますし、この方がこれから本格的に農業を始められることだと思いますが、購入する農地はどちらたかと言えば、専業で多くやれる方の土地よりも兼業農家でやれる方に向いている農地ではないかと思われまますので、問題はないかと思えます。以上です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の3について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の3については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の4について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の4について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の4については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議長] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回は、1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は7番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は日向字渋田の1筆、面積361平方メートルを貸駐車場として転用するものです。申請人は日向の方です。

申請理由は、近くの病院の従業員から駐車場の要望があり土地所有者の費用で駐車場を整備して貸し出すものです。

この案件は、相談開始から2年近く掛かりましたが、既存の駐車場の隣接地を利用して22台分の駐車場として転用します。

申請地の立地基準は、山林や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから、その他2種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き、駐車場周囲には既存のフェンスがあり、土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は自然浸透します。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例の適用はありません。11月15日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] この案件は事務局の説明のとおりであります。11月24日に地区委員及び大山地区委員、推進4名で現地調査をしました。

綺麗な畑になっておりまして、それを転用するという事で申請書のとおりになっていましたので、許可が妥当と思いますのでよろしくお願い致します。以上です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【 挙手全員 】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。
- [議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明をお願いいたします。
- [事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、2件の申請がありました。
議案第3号の1、図面番号は8番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。
申請地は日向字東新田原の1筆の一部、面積は1,484平方メートルのうち280平方メートルで、北側は農地、南側は市道、西側は県道、東側は水路となっています。
譲渡人は厚木市の方です。譲受人は市内板戸の建設会社です。
この会社は、県道64号伊勢原津久井線の工事を県から受注したことにより工事中の仮設資材置場として、一時的に使用するため一時転用を申請するものです。
申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれた農地の広がり10ヘクタール以上であることから、第1種農地と判断されます。
一般基準及び個別基準についてですが、敷地はシートに砂利敷きします。令和6年5月31日の一時転用終了時には、農地復元して譲受人に戻されます。
計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。
なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当しません。11月15日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。
続いて、議案第3号の2、図面番号は9番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。
申請地は栗窪字林の2筆、面積は1,865平方メートルで北側と西側は道路に接続し、東側には水路、南側には駐車場が隣接しています。
また、前面道路に上水道と公共下水道が敷設しており、申請地から5

00メートル以内に医療機関や教育施設が2つ以上存するため、第3種農地と判断されます。

借受人である法人は、東海大学附属病院の警備や施設メンテナンス、事務職員の派遣を行っています。

転用目的は、借受人が行う当病院の管理業務の効率化や従業員の緊急対応体制の安全強化のために、追加で75台分の従業員専用駐車場を確保する必要があり、病院付近に空き駐車場がなかったことから病院に近接した申請地を駐車場に転用するものであり、当目的は適当と判断されます。

事業計画については、被害防除対策として、敷地外周にコンクリートブロック土留めとフェンスを設置し、敷地内をアスファルト舗装並びに雨水浸透貯留槽を設置することとしており、必要な資力含め適当であると判断されます。

なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は現在手続き中となっています。

県担当者の現地調査を11月15日に実施しており、現時点では大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 11月24日、大山地区委員、大山地区推進委員4名で現地調査を行いました。

この業者の方も立ち会っていただいて説明を受けました。非常に転用に対して前向きに対応していただけることになっています。

その時にちょっと聞かれたのが、許可をいつもらえるのか。要するに工事を早く始めたいので、ちょっと聞いていってくれて言われておりますので、その点だけ御回答いただきたいと思います。

[事務局] 12月の末になります。

[地区担当委員] わかりました。

[議長] 議案第3号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 11月22日に、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認しまし

た。事務局から説明があったとおりに問題ないと思います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 議案第3号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について事務局から説明をお願いいたします。

[事 務 局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります新規設定の申出2件について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が令和5年12月1日となります。

まず、議案第4号の1、比々多地区、三ノ宮字鍛冶久保の1筆、760平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約31アールの規模を耕作している認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の2、比々多地区、串橋字境ノ町の1筆、980平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約23アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第4号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 以上を持ちまして、第33回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時40分 終了】

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____